

判事補・検事の 弁護士職務(他職)経験 受入事務所に応募しませんか



- * 事務所の仕事に役立った。
- * 事務所内の若手弁護士に
良い影響を与えた。

(2013年に当連合会が実施したアンケートより)

判事補・検事の弁護士職務（他職）

はじめに—「判事補・検事の弁護士職務経験制度（いわゆる他職経験制度）」とは

判事補及び検事が、一定期間（原則2年）その身分を離れ、弁護士となってその職務を経験することにより、裁判官及び検察官としての能力及び資質の一層の向上並びに

その職務の一層の充実を図ることを目的として、2005年に開始された制度です。

制度の現状

最近、受入応募事務所が少なく、受入事務所の多くは大規模事務所に偏ってしまい、判事補・検事に、より多様な経験を積んでいただくという本来の目的からは、やや残念な状況となっています。

もちろん、“負担する給料が高い”、“2年しか事務所に在籍しない者を教育するメリットが無い”など、二の足を踏む方が多いことは理解できます。

また、「統一修習は維持されているのだから、判事補・検事にわざわざ弁護士をやらしてもらわなくても、実情は分かっているだろう。我々が苦勞して他職経験者を受け入れる必要も無いだろう。」とお考えではないでしょうか？

しかし、判事補や検事が数年間の実務を経験した後に弁護士となってその職務を経験することにより、あらた

めて弁護士の職務の苦勞ややりがいを実感し、弁護士から見た裁判所や検察庁の姿も体感することになります。このように、判事補や検事が2年間の弁護士職務を経験することは、法曹として大きく成長する糧になっています。

また、判事補や検事が弁護士の職務を経験してそれぞれの職に戻った後に、その経験が他の裁判官や検察官と共有されていくことにおいても、この制度は大きな意義を有しています。

以下に、過去の他職経験者との意見交換会の場における感想を掲載しますので、是非、御一読の上、制度の意義を御理解いただき、他職経験受入事務所への御応募を御検討いただければ幸いです。

弁護士職務経験者からの声

準備書面を作るのは簡単なようでいて非常に難しいと思いました。特に家事事件になりますと、とにかく話が長くて、書面を書くための打合せでも一番長いもので3時間半ぐらいかかったことがありまして、それで作った書面が7～8頁で、全然割に合わない書面を作ったことがあります。（判事補）

裁判官は、意外と他の裁判官がどういう仕事のやり方をしているか知らなかったりします。いろんな裁判官の法廷に行って、こういうやり方はいいなというのであれば、これは反面教師にしようという人もいたりして、そういう意味で非常にためになりました。（判事補）



示談書1枚作成するにも相当な時間と気苦勞があることがわかりました。結局、できあがったのは1枚の示談書ですけれども、その経緯を裁判官に説明したいぐらいの気持ちになりました。（検事）

弁護士は当事者とか関係者の方の生の声を聴きながらその案件を把握していくのに対して、裁判官は書面を中心に把握していて、裁判所へ戻った場合に、記録を相当入念に読み込んでいかないと、代理人に事案を分かってくれているという印象を持ってもらうことはなかなかできないのではないかと思います。（判事補）

ここにこういう証拠があることが判っているのに、向こう側が持っているものをすぐ知ることができない、今までは警察に電話を一本かければ分かったことがなかなか分からないもどかしさ、当事者の大変さをすごく感じました。（検事）

経験 受入事務所に 応募しませんか

被告人が不合理な主張をすることがよくありますが、そのときに、弁護人がきちんと説明してくれれば良いのに簡単に思っていましたけれども、その被告人に対する説得が非常に難しく、裁判官から冷たい目で見られているのを感じると、私も冷たい目で見ていたことを反省させられました。(判事補)

裁判官の身分を離れると、相手から厳しい対応をされることが間々あり、鍛えられました。これまで、自分が、裁判所の視点で物事を見ていたことに気付かされました。(判事補)



(国選報酬について)こんな軽微な案件でなぜ7~8万円ももらっているんだと正直思っていましたけれども、弁護士をやってみると高いとは思わなくなりました。(検事)

情状証人は、被告人のためを思って来てくれる人だから、みんなきつとすんなり引き受けているのだらうと思っていましたら、そうでもないことが多くて、みんな忙しい仕事を抜けて来てくださったりする人なので、一回頼んで『はい、いいですよ。』ということにはなかなかならず、苦労しました。(検事)

ここまで御覧になって何かを感じ取っていただけた方、受入事務所への御応募を真剣に御検討ください。

受入事務所へのアンケート結果から

2013年に当連合会が実施した、過去に他職受入経験のある法律事務所に対するアンケート(回答事務所数32)では、31事務所が「事務所の仕事に役立った。」、27事務所が「事務所内の若手弁護士に良い影響を与えた。」、26事務所が「裁判官や検察官の法的思考を知ることができた。」と答えているのに対し、「事件を継続して担当させられないのが不便だった。」という回答は10事務所でした。

また、過去の意見交換会では、受入事務所側から次のようなメリットが語られています。

修習以来、裁判官の方と直接一緒に仕事をさせていただく機会はないものですから、今の裁判官の方がどのような感覚を持っているのか、あるいは考え方をしているのか、参考にさせていただいた。

第一にアソシエートの刺激になる。1、2年目のアソシエートから見たら、兄貴格の方が裁判所あるいは検察庁から来られることで、良い刺激になる。

若い弁護士が、それぞれ当番とか国選を取ってきて色々やっていく中で、検事はこれをどう考えるのか、こういう事件でこうなったときにどうするのか、自分の見込みが正しいのか正しくないのか、若しくは気を付けなければいけないところはどこなのか、という本当にちょっとしたところを、目の前にいる人に気軽に話を聞けたという点では非常にメリットがあった。

(いわゆる養成事務所)



応募方法について

毎年6月上旬頃に、最高裁判所・法務省からの他職経験希望人数(概数)と希望地の連絡に基づき、当連合会から募集を行いますので、受入を希望される場合に御応募ください。

御応募いただいた事務所に対し、必要書類をお送りしますので、御記入の上、当連合会事務局まで御提出ください。

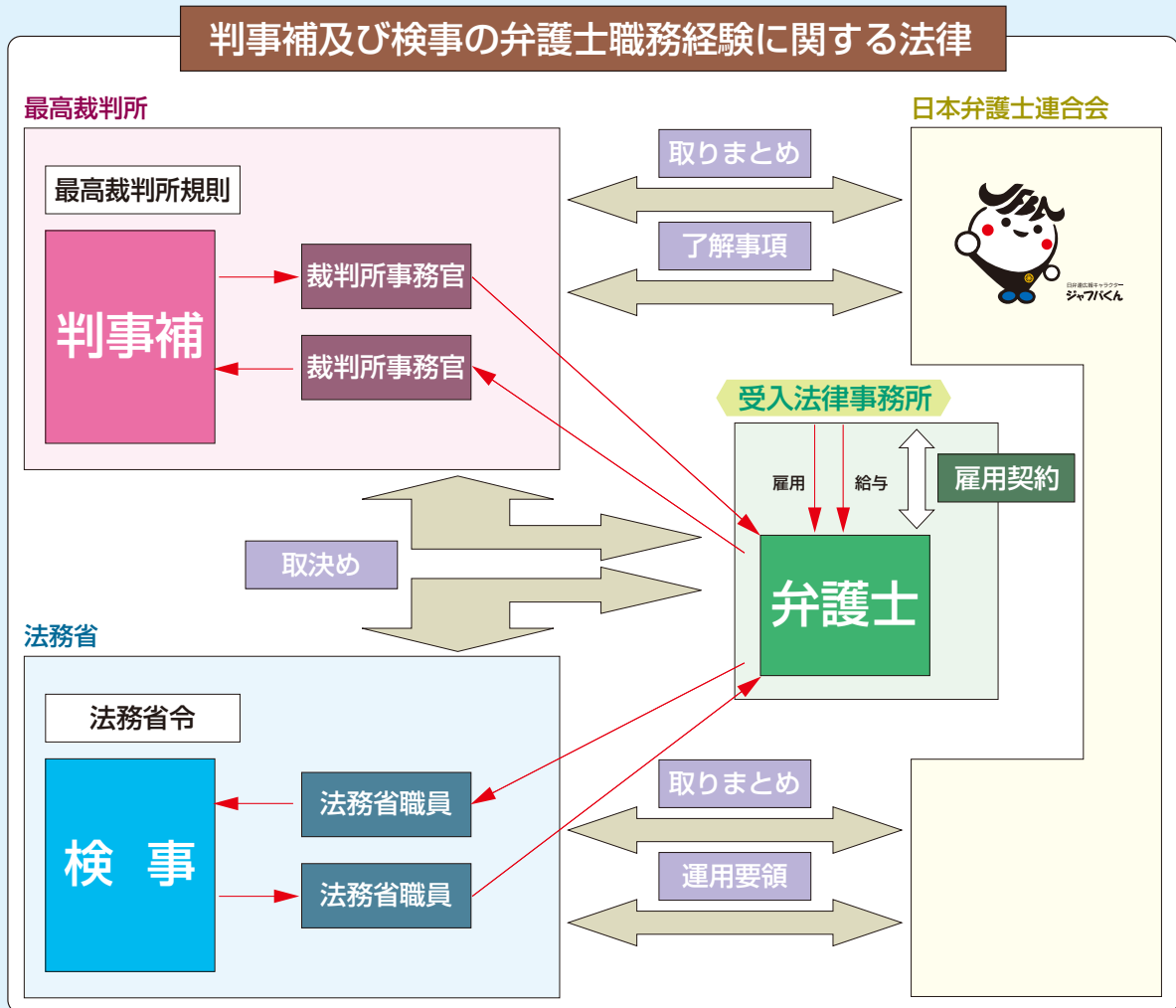
その後、7~8月には、受入可能事務所のリストや概要を、当連合会経由で最高裁判所・法務省に提出し、同年12月~翌年1月頃に他職経験者による事務所訪問が開始

されます(※人数や事務所数との関係で、御応募いただいても、必ず他職経験者が配属になるわけではありませんので、御了承ください。)

訪問・面接を経て、他職経験者と事務所双方の合意がなされれば、契約、登録手続等を行い、4月1日から弁護士として業務を開始することになります。

その他、御不明な点は当連合会担当課までお問い合わせください。

《 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する概要 》



多くの事務所の応募により、
様々な規模、様々な業務態様の受入事務所が準備されることが、
この制度が実を結ぶ上で大変重要です。
御応募をお待ちしております！！

2014年7月発行

日本弁護士連合会 法制部法制第一課
電話：03-3580-9978
メールアドレス：ninkan@nichibenren.or.jp